

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月30日
【会社名】	株式会社だいこう証券ビジネス
【英訳名】	DSB Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 御園生 悦夫
【本店の所在の場所】	東京都江東区潮見二丁目9番15号
【電話番号】	03(5665)3040
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 大矢 光一
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区潮見二丁目9番15号
【電話番号】	03(5665)3040
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 大矢 光一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 71,060,000円 (注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	110,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成30年3月30日の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本第三者割当」という。)は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	110,000株	71,060,000	
一般募集			
計(総発行株式)	110,000株	71,060,000	

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本第三者割当は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
646		100株	平成30年4月20日(金)		平成30年4月20日(金)

(注) 1 全株式を第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本第三者割当は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社だいこう証券ビジネス 総合企画部	東京都江東区潮見二丁目9番15号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日本橋東支店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
71,060,000	250,000	70,810,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等を予定しております。

(2)【手取金の使途】

当社は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先であるキャリアリンク株式会社と相互に協力して、双方の経営資源を相互に活用し合うことによって、各々の事業成長および業務効率の向上を図るものとし、かかる協力関係を構築・強化することを目的として、当社とキャリアリンク株式会社との間で資本業務提携を実施する内容の契約を平成30年2月23日に締結いたしました。

本自己株式処分による手取金につきましては、当該資本提携に伴うキャリアリンク株式会社の普通株式125,600株の取得資金の一部に充当いたします。

なお、取得資金の不足額につきましては、自己資金を充当いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
キャリアリンク株式会社の普通株式取得	71,089,600円	平成30年4月20日

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	キャリアリンク株式会社	
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第21期 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日) 平成29年5月30日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第22期第1四半期 (自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日) 平成29年7月13日 関東財務局長に提出 事業年度第22期第2四半期 (自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日) 平成29年10月12日 関東財務局長に提出 事業年度第22期第3四半期 (自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日) 平成30年1月12日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係 (注)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は、当該会社に人材派遣業務を委託しております。	

(注) 平成30年3月30日現在で記載しております。

c 割当予定先の選定理由

当社グループは、「高度な専門性を駆使した先見的トータルアウトソーシングサービスの提供による価値共創の実現」を経営ビジョンに掲げ、証券業の共同インフラ会社としての地位確立を目指し、証券会社や銀行等のお客様の業務を包括的に支援する「証券業務のトータルソリューションの提供」を推進しております。

キャリアリンクグループは、「すべての人に働くよるこびを」を企業理念とし、柔軟な働き方を希望するあらゆる年齢層の人びとに最適な就業の機会の提供を通じて社会の発展に貢献する「日本一親身な人材サービスカンパニー」を目指し、民間企業や官公庁の業務の効率化および高品質化などを実現する企画提案型の業務処理受託を行うBPO関連事業部門を主軸とする事務系人材サービス事業ならびに食品加工を中心とした製造系人材サービス事業を推進しております。

当社は、改正労働者派遣法の施行等により大きく変化している人材派遣市場を取り巻く環境に対応し、BPO業務の一環としての人材サービスを充実させることを目的に、人材派遣業務において取引のあるキャリアリンク株式会社との連携を両社間で協議してまいりました。

この度、当社およびキャリアリンク株式会社は、相互に協力して、証券会社や銀行等の金融商品取引業者等向けのBPO業務やコールセンター業務ならびに民間企業や官公庁向けの人材採用関連BPO業務等において双方の経営資源を相互に活用し合うことによって、各々の事業成長および業務効率の向上を図るものとし、かかる協力関係を構築・強化することを目的として、当社完全子会社で人材派遣を主たる事業とする株式会社ジャパン・ビジネス・サービスの発行済株式全てをキャリアリンク株式会社に譲渡するとともに、当社とキャリアリンク株式会社との間で資本業務提携を実施する内容の契約を平成30年2月23日に締結いたしました。

本資本提携の具体的な方法につきまして、業務提携と一体として実施されるものであるため迅速かつ確実に実施することが求められること、自己株式を有効活用することという観点から、キャリアリンク株式会社を割当予定先にする第三者割当による自己株式処分が合理的であると判断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 110,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるキャリアリンク株式会社との間で平成30年2月23日に締結した資本提携契約書において、同日締結した業務提携契約書で定めた業務提携の有効期間である2年間、取得した相互の株式の保有を継続することを定めており、本第三者割当により取得する当社株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、キャリアリンク株式会社が、払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する当社普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、キャリアリンク株式会社より、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、キャリアリンク株式会社が平成30年1月12日に関東財務局長に提出している第22期第3四半期四半期報告書（自平成29年9月1日至平成29年11月30日）に記載の四半期連結貸借対照表により、キャリアリンク株式会社において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金が確保されていることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるキャリアリンク株式会社は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は同社が東京証券取引所に提出した平成29年5月30日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について確認いたしました。その結果、処分予定先は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠および合理性に関する考え方

本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、平成30年3月29日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である646円としております。本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行（自己株式の処分を含む。以下同じ。）を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決定することとされており、また、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社の企業価値を最も適切に表すものであり、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格として合理性があると判断したためであります。

なお、この価格は東京証券取引所における当社株式の過去1カ月間の終値平均である646円（円未満切捨）から乖離しておらず、過去3カ月間の終値平均である695円（円未満切捨）からの乖離率 7.05%および過去6カ月間の終値平均である722円（円未満切捨）からの乖離率 10.53%となっております。

上記を勘案した結果、本自己株式の処分に係る処分価額は、特に有利なものとは言えず、合理的なものと判断しております。

上記処分価額につきましては、当社監査役4名全員（うち社外監査役3名）は、本自己株式の処分は、処分価額が取締役会決議日の直前営業日の終値であることから、払込金額は処分先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分予定先に割り当てる株式数は、普通株式110,000株（議決権数1,100個）であり、平成29年9月30日現在の発行済株式総数25,657,400株の0.43%（小数点以下第三位を四捨五入）（平成29年9月30日時点の総議決権数250,449個に対する割合は0.44%（小数点以下第三位を四捨五入））に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本自己株式処分は、当社とキャリアリンク株式会社との連携を強化することを目的としており、当該連携の強化は、当社の企業価値向上に資するものと考えておりますので、本自己株式処分における株式処分数量および株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	13,013	51.96	13,013	51.73
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都新宿区新宿6丁目27番 30号)	1,155	4.61	1,155	4.59
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	1,094	4.37	1,094	4.35
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番 1号	1,070	4.27	1,070	4.26
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番 1号	699	2.79	699	2.78
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1 番2号	699	2.79	699	2.78
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号	690	2.76	690	2.74
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーMUFJ証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目 9番7号)	548	2.19	548	2.18
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目20番 3号	489	1.95	489	1.95
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀2丁目14番 1号	320	1.28	320	1.27
計		19,779	78.98	19,779	78.63

(注) 1 所有株式数および総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を平成29年9月30日時点の総議決権数(250,449個)に本第三者割当により増加する議決権数(1,100個)を加えた数で除して算出した割合です。

3 上記のほか、自己株式600,832株(平成29年9月30日現在)は、本自己株式処分後490,832株になります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第61期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年3月30日）までの間において、以下のとおり、変化しております。

年月日	発行済株式総数増減数 （千株）	発行済株式総数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残高 （百万円）
平成29年4月1日～ 平成30年3月30日（注）	28	25,657	8	8,932	8	11,755

（注）平成29年6月22日の第12回、第13回、第15回および第17回新株予約権の行使による増加であります。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第61期）および四半期報告書（第62期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保證するものではありません。

3 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第61期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年3月30日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成29年6月22日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

平成29年6月21日開催の当社第61期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円

総額102,190,272円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月22日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、末永守、御園生悦夫、佐藤公治、山口浩一、駒林素行、山崎仁志、渋谷伸、有吉章および中井加明三を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、金子文郎および津曲俊英を選任する。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および賛成割合 (%)	
第1号議案	225,691	201	0	(注)1	可決	99.90
第2号議案				(注)2		
未永 守	222,431	3,466	0		可決	98.46
御園生 悦夫	219,455	6,442	0		可決	97.14
佐藤 公治	224,328	1,569	0		可決	99.30
山口 浩一	225,228	669	0		可決	99.70
駒林 素行	225,226	671	0		可決	99.70
山崎 仁志	225,222	675	0		可決	99.70
渋谷 伸	221,889	4,008	0		可決	98.22
有吉 章	224,699	1,198	0		可決	99.46
中井 加明三	221,580	4,317	0		可決	98.08
第3号議案				(注)2		
金子 文郎	225,736	161	0		可決	99.92
津曲 俊英	225,692	205	0		可決	99.90
第4号議案	220,521	5,376	0	(注)1	可決	97.62

(注)1. 可決要件は、出席株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 可決要件は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使の議決権の数および当日出席の一部の株主から各議案の賛成、反対および棄権の確認ができた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権数は加算しておりません。

(平成29年11月8日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	27,894個	11.14%
異動後	24,983個	9.98%

(注) 「総株主等の議決権に対する割合」は、平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数250,449個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日
平成29年10月27日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

平成29年11月6日付で当該株主が関東財務局長に提出した大量保有報告書(変更報告書)により、主要株主の異動を確認いたしました。なお、当該異動については、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 8,932,559,950円

発行済株式総数 普通株式 25,657,400株

(平成30年1月12日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成30年1月12日開催の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社ジャパン・ビジネス・サービスの全株式を譲渡することに関する基本合意書を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容

名称 : 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス

住所 : 東京都江東区潮見二丁目9番15号

代表者の氏名 : 代表取締役社長 山口 浩一

資本金 : 450百万円(平成29年12月31日現在)

事業の内容 : 人材派遣、給与計算等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 5,500個

異動後 : 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100.0%

異動後 : %

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、株式会社ジャパン・ビジネス・サービスの平成29年12月31日現在における総株主等の議決権の数(5,500個)を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由およびその年月日

異動の理由 : 当社は、平成30年1月12日開催の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社ジャパン・ビジネス・サービスの全株式を譲渡することに関する基本合意書を締結することを決議いたしました。当該株式譲渡の実行により、株式会社ジャパン・ビジネス・サービスは当社の特定子会社に該当しないこととなります。

異動の年月日 : 平成30年3月31日(予定)

4 自己株式の取得状況等について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第61期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年3月30日）までの間において、下記の自己株券買付状況報告書を提出しております。

（平成29年8月7日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

平成29年7月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（平成29年7月27日）での決議状況 （取得期間 平成29年7月28日）	565,000		400,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	7月28日	565,000	357,080,000
計	-	565,000	357,080,000
報告月末現在の累計取得自己株式	565,000		357,080,000
自己株式取得の進捗状況（%）	100.00		89.27

（注） 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取得であります。

2 [処理状況]

平成29年7月31日現在

区分	報告月における処分株式数（株）	処分価額の総額（円）	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	（処分日） -月-日	-	-
計	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	（消却日） -月-日	-	-
計	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	（移転日） -月-日	-	-
計	-	-	-
その他（譲渡制限付株式報酬として処分を行った取得自己株式）	（処分日） 7月20日	46,100	29,089,100
計	-	46,100	29,089,100
合計		46,100	29,089,100

3 [保有状況]

平成29年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	25,657,400
保有自己株式数	600,832

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第61期)	自 至	平成28年4月1日 平成29年3月31日	平成29年6月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第62期第3四半期)	自 至	平成29年10月1日 平成29年12月31日	平成30年2月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月21日

株式会社だいこう証券ビジネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 川 政 序

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 々 木 齊

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社だいこう証券ビジネスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社だいこう証券ビジネス及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社だいこう証券ビジネスの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社だいこう証券ビジネスが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月21日

株式会社だいこう証券ビジネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 川 政 序

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 々 木 齊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社だいこう証券ビジネスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社だいこう証券ビジネスの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

株式会社だいこう証券ビジネス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 川 政 序 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 々 木 齊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社だいこう証券ビジネスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社だいこう証券ビジネス及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。